



もくじ

- 表紙写真：リンゴ収穫体験 1
- 会長新年挨拶、農地の税金が強化される? 2
- 農泊推進事業に携わって 3
- 私たち頑張っています、質問コーナー、ほか 4

平成31年1月1日発行 南箕輪村農業委員会
 発行責任者：会長 高木繁雄
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
 E-mail:nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

初めてのリンゴ収穫にドキドキ!

村が行っている「農泊推進事業」で、初めてリンゴ収穫を行いました。
 上手に収穫できたかな? ※関連記事は3ページ



私たちが頑張っています!



今回は田畑地区清花園のハウスでトマトを中心に栽培されている伊藤有利・伊藤秀行さん兄弟です。

質問 就農何年目ですか?

有利さん 平成26年に始めたので5年目になります。

質問 それまで何をやられていたのですか?

有利さん 伊那市で建設業関係の仕事をしていました。

質問 なぜ農業をやることに?

有利さん 人の紹介で、たまたまトマトを作らないかという話があって、施設園芸なら消毒も少ないし、案かなと、ほんの軽い気持ちで飛び込みました。
質問 5年間やってみて今、どんなお気持ちですか?

有利さん秀行さん トマトは5年、アスパラは4年目になりますが、農業は1年に1回しか栽培できないからほんとは1年1年まじめにやらないと大変だなあと思います。それと毎日土をいじるので、自分の中で気持ちを切り替えたり、自分の中のいやなものを土にアースしたりできるので、土いじりはやはりいいことだなあと感じています。

質問 まだお若い二人ですが、他地区からここへやってきて慣れましたか?

有利さん 兄弟で来たので、皆さん「伊藤兄弟!」と呼んで、面白おかしくかわいがってくれます。ここに来ていろいろな方に指導を受け、力を貸して頂いてようやくここまで来られました。何より清花園という組織のあるところでその一角を使わせてもらっているのが、ほんとに家族のように接してもらって、力になっていきます。村の若い農業者の団体である「農村青年倶楽部」にも入っているのも同世代の皆さんからも気にかけてもらっていて、また「まっくんファーム」の作業もやらせてもらっているのも色々な情報が入りとても勉強になります。

質問 今後の抱負は?

有利さん 特化した作物を中心に面積を大きく広げながら販路を確保していくことが一つの目標です。できれば自分たちの所から全国へ発送できるような体制を作っていきたいとも考えています。

秀行さん 私は今、米も作っていますが、リンゴなどの果樹にも挑戦してみたいですね。

(取材：農業委員会だより編集委員 宮澤数一、日戸正志)



伊藤秀行さん 伊藤有利さん

困っています 教えてください



Q 私名義の農地に息子が住宅を建てるため、1年ほど前に農業委員会から農地転用の許可を得ましたが、息子が県外へ転勤になってしまいましたので今まで通り自家用野菜を栽培しています。その後、息子は県外で住宅を建築したので、農地転用許可を受けた農地での住宅建築の見込みがなくなりまして、農地転用の許可を取り消す方法はあるのでしょうか?

A 申し出による農地転用許可取り消しは、次の3点すべての要件を満たしていれば申し出ができます。
 ① 転用目的の事業が着手されておらず、今後も見込みがないこと
 ② 貸借権の設定や所有権の移転登記が行われていないこと
 ③ 農地を耕作して利用していること
 申し出を受けて農業委員会で現地調査などを経て判断いたします。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

皆様からの農業に関する質問、ご意見、農業委員会だよりの感想などお寄せください。

南箕輪村農業委員会事務局
 〒399-4592
 南箕輪村4825-1
 (役場産業課内)

編集後記

あけましておめでとうござい
 ます。
 全国的には昨年は夏の猛暑、相次ぐ台風の接近上陸、秋の長雨、地震等で農家には厳しい一年となりましたが、おかげさまで村内農業は概ね順調でありました。
 新春を迎え災害のない穏やかな年になりますようお願いとあります。
 ここに第16号農業委員会だよりを発行いたしますので、農業委員会の活動を少しでも知っていただければ幸いです。
 (農業委員だより編集委員 松澤正友)

新年会長挨拶

南箕輪村農業委員会
会長 高木 繁雄



明けましておめでとうございます。「南箕輪村農業委員会」を今年も宜しくお願い致します。

昨年の農業分野においては、不安定な気候により一部に被害があったものの大きな災害も無く、概ね順調であったかと思えます。今年が平穏な年になるよう願うところであります。

昨年は、政府による米の生産調整が廃止され、過剰生産による需給バランスが崩れることが懸念されましたが、増産された地域があったものの、減産となった地方もありバランスが保たれたようです。県下でも過剰生産されることなく、上伊那でも良好と聞いています。過剰生産は、米余り・価格の下落要因となります。今後、需給バランスに合った生産をする必要があると考えます。

さて今年、世界の通商分野において11カ国による「TPP」の発効。欧州連合との「EPA」、中国、インドを交えた「RCEP」も妥結するかもしれません。さらには「アメリカとの2国間交渉」の開始等々、関税の引き下げが工業製品等の輸出にとっては追い風になるでしょうが、海外からは安い農産物が輸入される等、大きな影響が懸念されます。

農水省は、相当な予算措置も計上していますが、「食の安心・安全、自給率向上」等、日本農業をどう守り育てるかが

課題になります。

さて、我が村は、人口が増えてはいても農家人口は減少の一途です。村の農業は水田農業が中心で、兼業や会社退職後の営農であったり、一部に若い農業者もいますが施設園芸等が主であって、国が推し進める土地利用型の大規模な農業経営体には程遠いものがあります。

さらに、農業者の高齢化が進み、農地の売り渡し希望や耕作依頼が増加しています。農業委員会としては、こうした農地を農地中間管理事業、人・農地プラン等を活用し、規模拡大可能な法人や農業者へのマッチング等を行い、耕作放棄地にならないよう農地の集積・集約、利用最適化を推進して参ります。

村内の営農型太陽光発電の下部における営農も、この春には一定の目的が立つものと期待しています。また、村外の倒産した農業法人から返される柿畑をどうするのか等、農業委員会には課題の多い年になります。

農業者の一層の頑張りと、新規就農者・農業参入組織等に期待すると共に、村民の皆さんにも村農業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。新年の挨拶と致します。

農業委員会の委員が 村の農泊推進事業のお手伝いをしました



「農と食の元気村」と題する農泊ツアーが昨年10月に開催されました。南箕輪村産業課の農業振興と観光推進の事業のひとつですが、農と食をテーマにしていることから農業委員会としてもサポートをしました。平成30年10月13日、14日に東京方面から、10月27日、28日に名古屋方面からの参加者が実際に村を訪れて、農業関係の様々な体験を行い大芝荘に1泊しました。その中で、27日のリンゴとブロッコリーの作業、収穫体験の様子をお伝えします。



参加者は総勢27名、まずは神子柴の田中農園さんでリンゴの栽培についての説明を聞きました。雪に覆われたリンゴ園の写真をしながら、2、3月のせんだ作業のお話。参加者からは「きれい！」「寒そう。」「大変だなあ」などの声も聞きました。

次に、5月の膨大な摘果作業、暑い時期の防除作業の説明。秋、果実にまんべんなく日光が当たるように、リンゴにかかると葉を摘み取る作業（葉摘み）、リンゴの裏面にもしっかりと日光を当てるためにリンゴを回して向きを変える作業（玉回し）の説明も。

そしていよいよ作業体験。葉摘みと玉回しに取り組みしてもらいました。子供から大人まで、みなさん丁寧に葉をつんでリンゴの向きを変え、作業に熱中。「これを全部のリンゴにするなんてすごく手間がかかっているんだなあ」という感想が聞かれました。

作業を終えて待ちに待ったリンゴ収穫と試食タイム。何種類も食べ比べをして、みなさん美味しい、美味しいと笑顔があふれました。

記念撮影のあと、今度はブロッコリー畑へ。こちらは8月下旬に産業課職員のみなさんが植えてくれたものです。ひとりひとり包丁やハサミを手にして収穫体験。たまには虫も付いていましたが、それも自然の一部と実感してもらえた様子でした。晴れ渡る秋空のもと気分良く、大きなブロッコリーを収穫できました。大鍋で茹でて試食も。「何もつけなくてもおいしいね」と子供達も大喜びの一日となりました。



何人かの方に、この農泊ツアーに参加したきっかけを尋ねてみました。パンフレットや、ホームページで開催を知った人、過去に長野県に住んでいた人が多かったですが、友達が経ヶ岳パーティカルリミット出場者で、「南箕輪はいいよ」と勧めてくれたから参加した、という方もいらっしゃいました。ひとつひとつのイベントが村の認知度を高め、農産物をはじめとする村の魅力をアピールすることにつながっているのだと実感しました。農業委員会としても同様のイベントには引き続き参加・協力をしていくことが大事になると思いました。

(取材、執筆：農業委員会だより編集委員 渡邊健寛)

ご存知ですか？

農地の固定資産税が課税強化される場合があります

平成29年度から、次の遊休農地は固定資産税の課税強化の対象となりました。

遊休農地所有者が農業委員会からの農地利用意向調査や、委員の聞き取り調査に対して回答を行わない。又は意向通りに実行しない。

遊休農地所有者へ農業委員会が農地中間管理機構へ農地を貸し付けるよう勧告を行う。

その農地の固定資産税の評価額が「1.8倍」になる。



ポイント

大切なことは遊休農地にしないことです。遊休農地にしてしまうと解消するまで大変な労力と経費を要します。また、付近の環境悪化や防犯上の問題も発生します。農業委員会からの意向調査には意向を表明し、改善を行うなど解消に努めましょう。

Q 全ての遊休農地が「勧告」の対象となつて課税が強化されるか？

A 「勧告」が行われるのは「農業振興地域内」の遊休農地であり、農地所有者が農地中間管理機構への貸付意向を示さず、自ら耕作しなくて遊休農地のまま放置している場合です。ただし、農地中間管理機構が基準に照らし合わせて、借り受けられないこととなった農地は除きます。

Q 固定資産税の評価額が「1.8倍」になる根拠は？

A 農地は食料生産の基盤となる土地である考えなどから、評価額に55%を掛けてその特殊性を考慮していますが、遊休農地でありその改善に向けて実行されない場合は、その特殊性がないことから55%を考慮しないためです。